

院内感染防止対策指針

平成26年	4月	1日	制定
平成28年	7月	1日	改訂
平成29年	4月	19日	改訂
平成29年	7月	1日	改訂
平成30年	4月	11日	改訂
平成30年	6月	6日	改訂
平成31年	4月	10日	改訂
令和2年	5月	13日	改訂
令和3年	5月	12日	改訂
令和4年	5月	11日	改訂
令和5年	5月	10日	改訂
令和6年	5月	8日	改訂

愛正会記念 茨城福祉医療センター（以下「センター」という）は、センターの理念に基づき、患者の皆様およびセンター職員に安全で快適な医療環境を提供するため、感染防止および感染制御の対策に取り組むための基本的な考え方等を以下のとおり定める。

1. 感染対策に関する基本的な考え方

感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のため、その原因を速やかに特定、制圧、終息を図る。このため、感染防止対策を全センター職員が把握し、センターの理念に則った医療が提供できるよう、本指針を作成する。

2. 感染対策委員会の設置

- (1) 感染対策の周知および実施を迅速に行うため、センター内の各部門からの代表者で構成する組織横断的な感染対策委員会および感染管理室を設置する。
- (2) 前項に規定する委員会の組織および運営等については、「茨城福祉医療センター感染対策委員会規程」および「感染管理室設置要項」に定める。

3. 職員研修

- (1) 感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について、センター職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せてセンター職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- (2) 職員研修として、全センター職員を対象に年2回研修会を開催する。また研修とは別に訓練を2回実施する。

なお、必要に応じて随時開催する。

(3) 研修の開催結果は、記録を保存する。

4. 感染発生状況の報告

耐性菌、市中感染症等の発生に伴う院内の感染拡大を防止するため、感染症の発生状況は委員会を通じて全センター職員に速やかに周知する。

5. 感染発生時の対応

(1) 感染発生時は、院内感染の発生した部署（以下「発生部署」という）のセンター職員が直ちに委員会および感染管理室に連絡し、その状況および患者への対応等をセンター長に報告する。

(2) 発生部署のセンター職員および感染管理室は、状況に応じ緊急で委員長に報告し、委員長は必要に応じ、感染対策委員会を開催の上、速やかに発生原因の究明および改善策を立案し、実施する。また、同時発症10名以上の場合は速やかに水戸市保健所の指示を仰ぐ（感染性胃腸炎は、5名で保健所相談とする）。

(3) 下記の状況時は、管轄の保健所へ報告する。

①同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

②同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

③①及び②に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合

管轄：水戸市保健所（所在地）水戸市笠原町993-13

（電話）029-243-7315（保健予防課）

（FAX）029-244-0157

（夜間休日電話番号）080-9213-7534

(4) 感染に対する改善策の実施結果は、感染管理室を通じて速やかに全センター職員へ周知する。

(5) 連絡体制

- ・平日：ユニット課長または勤務リーダーは、主治医の診察後、感染あるいは保菌者が分かった時点で感染管理室長に報告する。
- ・夜間・休日：勤務リーダーは、感染症が疑われる場合は当直の医師に連絡する。診察結果で隔離の有無等を判断し対策を実施する。状況に応じて感染管理室長、主治医、当該ユニット課長に報告をする。
- ・患者が水戸特別支援学校へ通学している場合、ユニット課長または勤務リーダーは、地域療育支援室課長をとおして学校教務主任へ連絡する。
- ・対応は感染対策マニュアルに準ずるものとする。マニュアルの記載が不十分な場合は個別に対応を検討、周知する。
- ・外泊するときは、家庭での対応について記載し、家族に説明して渡す。
- ・感染対策を解除した場合は、その旨も周知する。

6. 患者への情報提供と説明

- (1) 本指針は、患者または家族が閲覧できるものとする。
- (2) 疾病の説明とともに、感染防止の意義および基本手技（手洗い、マスク使用等）についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

7. センターにおける感染対策の推進

- (1) センター職員は、自らが感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。
- (2) 感染防止のため、センター職員は各職場共通の「感染対策マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を遵守する。
- (3) 部署ごとに感染対策チェックリストを作成し、定期的にチェックの上、問題点があれば感染対策委員または感染管理室に報告し対策を検討する。
- (4) マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果はセンター職員に周知徹底する。

附 則	この指針は、平成26年	4月	1日	より	施行する。
附 則	この指針は、平成28年	7月	1日	より	施行する。
附 則	この指針は、平成29年	4月19日	より	施行する。	
附 則	この指針は、平成29年	7月	1日	より	施行する。
附 則	この指針は、平成30年	4月11日	より	施行する。	
附 則	この指針は、平成31年	4月10日	より	施行する。	
附 則	この指針は、令和2年	5月13日	より	施行する。	
附 則	この指針は、令和3年	5月12日	より	施行する。	
附 則	この指針は、令和4年	5月11日	より	施行する。	
附 則	この指針は、令和5年	5月10日	より	施行する。	
附 則	この指針は、令和6年	5月	8日	より	施行する。